

大田原市告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして、会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員（大田原市財務規則（昭和40年規則第11号）第30条第1項に規定する出納員をいう。以下同じ。）に委任し、更に出納員をして出納員の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げる事務については、それぞれ同表左欄に掲げる分任出納員に委任させたので、同法第171条第4項後段の規定により告示する。

会計管理者をして、会計管理者の権限に属する事務のうちその一部を出納員に委任し、更に出納員をして、出納員の権限に属する事務のうち、その一部を分任出納員に委任した告示（令和5年告示第63号）は、廃止する。

令和6年4月1日

大田原市長 相馬 憲一

委任を受けた者		委任事務
経営管理部	税務課の分任出納員	市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納その他所管に係る収入金の収納
保健福祉部	保育課の分任出納員	保育料の収納その他所管に係る収入金の収納
	高齢者幸福課の分任出納員	所管に係る収入金の収納
市民生活部	市民課の分任出納員	所管に係る収入金の収納
	生活環境課の分任出納員	公共交通使用料の収納その他所管に係る収入金の収納
	湯津上支所総合窓口課の分任出納員	市税の収納その他所管に係る収入金の収納
	黒羽支所総合窓口課の分任出納員	市税、体育施設使用料（黒羽地区に限る）の収納その他所管に係る収入金の収納
産業文化部	商工観光課の分任出納員	市民交流センター施設使用料の収納その他所管に係る収入金の収納

	文化振興課の分任出納員	文化施設使用料の収納、那須与一伝承館、黒羽芭蕉の館、なす風土記の丘湯津上資料館に関する収入金他所管に係る収入金の収納
建設部	建築住宅課の分任出納員	市営住宅及び市有住宅使用料の収納他所管に係る収入金の収納
会計課	会計課の分任出納員	歳計現金及び歳入歳出外現金の収納
農業委員会事務局	農業委員会事務局の分任出納員	証明手数料の収納他所管に係る収入金の収納
教育部	教育総務課の分任出納員	奨学金返還金の収納、給食費他所管に係る収入金の収納
	生涯学習課の分任出納員	生涯学習センター、ふれあいの丘、同自然観察館、同天文館に係る収入金及び地区公民館使用料の収納他所管に係る収入金の収納
	スポーツ振興課の分任出納員	体育施設使用料の収納他所管に係る収入金の収納